

公営住宅を活用した障がい者グループホーム事業に係る実施要領

制定 令和元年12月17日付第201900234740号鳥取県生活環境部長通知

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県内の公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の空き住戸を障がい者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）として活用することにより、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者の住生活の安定の確保及び向上の促進に寄与することを目的とする。

(関係機関の責務)

第2条 鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課及び鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課（以下「建築住宅課等」という。）並びに市町村公営住宅担当課は、前条の目的の達成に向けて、互いに連携し、主体的に取り組むものとする。

2 鳥取市福祉部障がい福祉課、鳥取市福祉部地域福祉課、鳥取県中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課並びに鳥取県西部総合事務所福祉保健局福祉企画課（以下「所管GH担当課」という。）は、前条の目的の達成に向けて、必要な情報の提供、助言及び支援を行うものとする。

3 障がい者総合支援法第5条第17項の共同生活援助を実施する障がい者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者（以下「GH事業者」という。）は、公営住宅をグループホームとして活用する場合は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。）等グループホーム設置に必要な関係法令への適合を確認すること。

(2) 障がい者総合支援法第42条第1項の規定に基づき、入居する者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう県、市町村その他関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを効果的に行うよう努めること。

(3) グループホームの設置に伴う公営住宅の模様替及び改造並びに明渡しにかかる原状回復又は撤去の費用を負担すること。

4 前項のグループホームに入居する者は、当該公営住宅に係る法令、条例、規則等に定める事項を遵守すること。

5 建築住宅課等は、必要に応じて市町村公営住宅担当課、所管GH担当課及びGH事業者の調整を行うものとする。

(要望書の提出)

第3条 GH事業者は、公営住宅の空き住戸をグループホームとして使用を希望するときは、公営住宅グループホーム使用要望書（様式第1号。以下「要望書」という。）に次の各号に掲げる事項を記載し、所管GH担当課（鳥取市においては、鳥取市福祉部障がい福祉課。以下この条において同じ。）に提出するものとする。

(1) 使用を希望する公営住宅の所在区域

(2) 入居定員

(3) 必要な間取り

(4) 2戸以上の住戸を使用する希望の有無

(5) 住戸が位置する階及びエレベーターの有無

(6) 住戸内のバリアフリーに関する希望の有無

(7) 入居予定者の障がい者総合支援法第4条第4項の規定による障がい支援区分（以下「障がい支援区分」という。）

(8) その他必要な事項

- 2 前項第1号の区域は、旧市内（合併前平成16年8月31日現在の鳥取市、倉吉市、米子市、境港市をいう。以下同じ。）にあつては中学校区、旧市内以外にあつては小学校区を目安として指定するものとする。
- 3 GH事業者は、要望書に変更（要望の取下げを含む。）があつたときは、速やかに公営住宅グループホーム使用要望書変更届（様式第2号。以下「変更届」という。）を所管GH担当課に提出するものとする。

（要望書等の確認及び提供）

- 第4条 所管GH担当課は、要望書及び変更届の提出があつたときは、グループホームの指定上の要件への適合を確認し、適合しない場合は必要な指導及び助言を行うものとする。
- 2 所管GH担当課は、前項の確認を行った要望書及び変更届を建築住宅課等に提供するものとする。
 - 3 建築住宅課等は、所管GH担当課から提供があつた要望書及び変更届を関係する市町村公営住宅担当課に提供するものとする。

（公営住宅の空き住戸情報の確認）

- 第5条 建築住宅課等及び市町村公営住宅担当課は、GH事業者から要望があつた区域の公営住宅に提供可能な空き住戸が生じたときは、住戸の概要、位置図及び平面図を所管GH担当課に提供し、当該住戸がグループホームの指定上の支障がないか確認を受けるものとする。

（空き住戸の使用希望の照会）

- 第6条 所管GH担当課は、管内で要望書を提出したGH事業者に前条の提供可能な空き住戸について次の各号に掲げる情報を提供し、グループホームの使用希望を様式第3号により照会するものとする。
- (1) 団地名及び住戸番号
 - (2) 駐車場の有無
 - (3) 間取り
 - (4) 住戸が位置する階
 - (5) エレベーターの有無
 - (6) 住戸内のバリアフリーに関する状況
 - (7) 使用料（1戸当たり）
 - (8) 位置図及び平面図
- 2 GH事業者は、前項の照会があつた空き住戸をグループホームとして使用する希望があるときは、定められた期限までに様式第4号により所管GH担当課（鳥取市においては、鳥取市福祉部障がい福祉課）に回答するものとする。

（空き住戸の内覧）

- 第7条 前条第2項の回答があつたときは、建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課及び所管GH担当課は、管内のGH事業者を対象に空き住戸の内覧会（以下「内覧会」という。）を共同で開催するものとする。
- 2 建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課は、管内のGH事業者の内覧会の開催を様式第5号により通知するものとする。
 - 3 建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課及び所管GH担当課は、内覧会においてグループホームの指定上の要件、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令等の留意事項について説明するものとする。

（使用希望申請書の提出）

- 第8条 前条の内覧会を行った空き住戸の使用を希望するGH事業者は、建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課に次の各号に掲げる内容を記載したグループホーム使用希望申請書（様式第6号、以下「使用希望申請書」という。）を定められた期限までに提出するものとする。

- (1) 団地名及び住戸番号
 - (2) 定員
 - (3) 各居室の利用形態
 - (4) 模様替及び改造の内容
 - (5) 入居予定者の障がい支援区分
 - (6) その他必要な事項
- 2 GH事業者は、前項の使用希望申請書の提出にあたり、空き住戸をグループホームとして使用することについて、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令等の所管機関と協議し、必要となる模様替え及び改造の費用を勘案した上で検討するものとする。

(事業者の決定)

第9条 建築住宅課等及び市町村公営住宅担当課は、提出された使用希望申請書について、所管GH担当課に意見照会を行う。

- 2 所管GH担当課は、前項の照会があったときは、グループホーム指定上の支障がないか確認し、意見を回答するものとする。
- 3 建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課は、前項の意見がグループホームの指定要件上支障がない場合は、使用希望申請書を提出したGH事業者（複数の場合は、要望書を第7条第2項の通知前に提出していた者を優先し、なお決定しない場合は抽選など公平な方法により選定した者）を空き住戸使用者として決定し、その旨を当該GH事業者の様式第7号により通知するものとする。
- 4 建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課は、第2項の意見において、使用希望申請書を提出したGH事業者についてグループホームの指定要件上支障がある場合は、その旨及び理由を当該GH事業者の様式第8号により通知するものとする。
- 5 前項の場合において、当該GH事業者が使用希望申請書を修正する場合は、原則として前条第1項の期限までに行うこととし、期限までに提出がなかった場合は、申請はなかったものとみなす。

(岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町における措置)

第10条 第3条第1項第1号の区域が、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の場合においては、次の各号のとおり読み替えを行う。

- (1) 第3条の「所管GH担当課」を「建築住宅課等」とする。
- (2) 第4条第1項の「所管GH担当課は、要望書及び変更届の提出があったときは」を「建築住宅課等は、要望書の要望書及び変更届の提出があったときは、所管GH担当課に提供し、所管GH担当課は」とする。
- (3) 第6条の「所管GH担当課」を「建築住宅課等」とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。